



3/13 佐賀便労災第5回控訴審報告

「被告は文書提出のみ、口開かず」

～ 被告側医師3名が反論文書を提出～

< 公判当日のピラ配布 >

春闘の真っ只中、公判に先立ちピラ配りに参加して頂いた皆さん、ありがとうございました。11:45からの1時間で約600枚のピラ配布ができました。

< 3/13 被告側の提出準備書面・証拠書類 >

準備書面 (2) 「被控訴人指定代理人 / 小谷淳治 他5名」

医学意見書「東京大学名誉教授 / 和田攻 (専門検討会座長)」 < 乙 46,47 号証 >

～ 佐賀便機長の小脳出血は、一般にみられる自然経過による高圧性小脳出血であること等。脳・心臓疾患の認定基準に関する専門検討会の考え方に基づいた本件控訴理由書に対する医学意見等～

医学意見書「群馬大学名誉教授老年病研究所付属病院名誉委員長 / 平井俊作」 < 乙 48 号証 >

～ 休務の途中でみられた血圧の降下は、休務による仕事のストレスの解除によるものでなく、服用によるものであること等～

医学意見書「千葉県立衛生短期大学学長 / 長山浦晶」 < 乙 49 号証 >

< 被告側準備書面の概要と解説 >

→ 下記内容が行政サイドの「私達乗員の働き」に対する見方です～

1) 自然経過を超えた過重な業務があったとの(私達の)主張に対する反論

< 1 > 本件協定(乗員組合協定書)は疲労を防止するに足りないとの控訴人(私達)の主張に対する反論

・全日空に対し、安全配慮義務違反等に基づく損害賠償を求めた他事案において、東京地方裁判所判決は「乗務時間及び勤務時間の制限について、全日空乗員組合との間でオペレーションズマニュアルよりも有利な労働条件を定める労働協約を締結しているところ、本件労働協約によって定められた勤務割りの基準は、運航乗務員の疲労蓄積の防止という観点から合理性を有するものであると認められるとした上で、協定の範囲内で運航業務に従事していた者の業務が過重であったとの主張を排斥した。同他判例の控訴審判決である東京高等裁判所判決も、「本件労働協約は、乗務員の健康に影響を与える可能性があるかどうかをうかがわせる一つの指標と考えることが出来る。」としている。

本協定は、運航乗務員の疲労蓄積の防止という観点からも大きな意味を有していることは明らかというべきである。



→私達原告は、当該裁判において、既に日乗連航空局交渉で得た「航空法、運航規程の乗務時間制限は健康の観点で定められたものでない。」との交渉記録を証拠として提出しています。加えて、過去のストを交えての「労使双方の妥協の産物」であることを証明する交渉記録も提出しています。

< 2 > パイロットの業務が高血圧症や脳出血を発症させるとの医学的知見はないこと

・パイロットの業務と持続性高血圧の関連についてみても、その業務によるものではなく、日常生活によるところが大きい。全日空で血圧要管理者の指摘を受けた運航乗務員と運航乗務員以外の職種との割合をみても、運航乗務員以外の職種の方が、パイロットの4倍程度多い結果となっている。

→私達原告は、当該裁判において、既に航空乗務により乗員の受ける循環器系の影響に関するNASA 研究論文等を提出しています。

< 3 > 「（自然経過を超えて）増悪していなかったこと」の立証責任は控訴人にあること。

・最高裁判例では、「発症させる寸前にまでは増悪していなかったかどうか」について審理を尽くすため、事件を原審に差し戻したことからすれば、同判決は、業務起因性に関する立証責任の所在を踏まえ、「増悪していなかった」ことを被災者側に立証させる趣旨であったというべきである。

2) 本件小脳出血が自然経過により発症したものであること

・米国で提示されている保護時間帯を仮に我が国でも受け入れたとして考えてみても、保護時間帯を午後9時から午前7時の10時間とすると、佐賀便機長は、規制の3時間を越える保護時間帯の変更は決して生じていない。

→「規則的」シフト勤務であるか、「無規則」シフト勤務であるかの基本部分を検討せず論陣を張っている。

3) 治療機会の喪失についての控訴人（私達）の主張に対する反論

・名古屋空港において、仮に降機した場合であっても、気持ちが悪いと症状に続いて意識喪失、嘔吐へと極めて急性に増悪したもので、この経過は、名古屋の地上であれ、飛行航路機内であれ、ほぼ同じと考えられる。

→上空機内の低圧状態、機内圧変動等、全く科学的検証なしに結論づけています。

< 今後の裁判の流れ等、原告弁護士の解説 >

・「被告側医師の証人申請がないことについて」

→今回被告側の意見書を作成した医師3名は、その他の裁判においても行政側の立場に立った文書を作成している人物で、「肩書き、権威」を利用している。

ただし裁判に証人として出廷することを拒んでいるのであろう。（原告弁護士談）

・今後の進行について、下記期日に裁判所は私達に再反論の機会を与えました、次々回に「原告側医師による証人尋問」が行われる予定です。

次回公判、2008年6月26日13:30～
東京高裁809号法廷にて「原告反論文書提出」
～ 満席傍聴をお願いします ～